

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和5年5月8日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

(1) 業務名

足立区総合交通計画中間検証及び足立区地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

ア 足立区総合交通計画の中間検証

(ア) 足立区総合交通計画各事業の進捗や実施効果の評価（令和5年度実施）

(イ) 各事業の精査をし、足立区地域公共交通計画への反映や見直し等の整理（令和5年度実施）

イ 足立区地域公共交通計画の策定支援業務

(ア) 基礎調査（令和5年度実施）

区民の移動実態や交通需要等について、区全体及び地区毎に課題を整理し、分析する。

(イ) 足立区地域公共交通計画（案）の作成（令和6年度実施）

(ウ) 会議等の運営支援（令和6年度実施）

(3) 履行期間 令和5年9月1日から令和7年（2025年）3月19日（予定）

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格 16,000,000円（令和5～6年度分、消費税含む）

※ 令和5年度：7,000,000円（消費税含む）

令和6年度：9,000,000円（消費税含む）

(2) 最低制限価格 なし

3 採用方式 公募型プロポーザル（足立区プロポーザル方式実施基準第3条第1号）

4 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

ア 会社法等に基づく法人であること。

イ 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。

ウ 対象業務における足立区での競争入札参加資格を有しない者は下記書類を提出すること。

- ・ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。）

- ・ 営業所表（標準様式第5号）
- ・ 委任状（標準様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- オ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- カ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
- キ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に参与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に参与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- コ 直近5年の間に、地域公共交通計画や類似業務の策定を元請けとして受注した実績があること（直近5年の起算日は「令和5年3月31日」とする。）。
- サ 業務遂行にあたっては、管理（主任）技術者を配置し、管理（主任）技術者は技術士資格（建設部門：都市及び地方計画または道路）を有していること。

(2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書の提出者を選定するための基準（参加表明書による応募事業者の評価）別紙1「提案書提出者評価基準」のとおりとする。

(4) 提案書提出者の選定概数
7者程度。

なお、提案書提出者の選定については、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とし、また、評価項目「経営状況」については、財務診断による評価がD評価（財務状況が不安定であり、業績の信頼性に不安がある）である場合は、失格とする。

- (5) 提案書を特定するための評価基準
別紙2「提案書特定評価基準」のとおりとする。

5 手続き等

(1) 説明書の交付

- ア 交付期間 令和5年5月8日(月)から5月18日(木)
※ 窓口交付：土日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで
区ホームページ：5月18日(木)午後5時まで公開
- イ 交付方法 区ホームページよりダウンロードまたは窓口での直接交付
- ウ 問合せ方法 別紙「質問書」により紙媒体(直接持参)またはEメール等にて受付をする。
※ 問い合わせは5月12日(金)午後3時までとする
- エ 回答方法 全ての質問者へ5月15日(月)に質問及び回答の一覧をEメールにて送付する。また、同日中に区ホームページに公開をする。

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年5月19日(金)午後5時まで
- イ 提出方法 持参すること(郵送不可)
- ウ 提出書類及び提出部数
- (ア) 正本1部(社名等入)、副本7部(法人名・個人情報等をマーカー等で消去したもの)
- ・ 足立区プロポーザル方式実施基準 標準様式4号
 - ・ 受注実績を確認できる書類(TECRISや契約書の写し等)
- (イ) 正本1部(社名等入)、副本2部(法人名等をマーカー等で消去したもの)
- ・ 財務諸表(直近決算から3年間程度)
 - * 貸借対照表(勘定科目内訳明細書を添付すること)
 - * 損益計算書
 - * 株主資本等変動計算書
 - * 個別注記表
- (ウ) 予定管理(主任)技術者及び担当者が資格を有することを証明する書類
写し 1部
- ※ 提出された参加表明書を審査し、選定された事業者へ提案書の提出を要請する。

(3) 提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年7月7日(金)午後5時まで
- イ 提出方法 持参すること(郵送不可)
- ウ 問合せ方法 別紙「質問書」により紙媒体(直接持参)またはEメール等にて受付をする
※ 問い合わせは6月27日(火)午後3時までとする
- エ 回答方法 提案書提出要請をした全ての事業者へ、6月28日(水)に質問及び回答の一覧をEメールにて送付する。また、同日中に区ホー

ム

ページに公開をする。

6 募集から業務契約までのスケジュール予定

説明書の交付期間	令和5年5月8日(月)から 令和5年5月18日(木)まで
参加表明書提出期限	令和5年5月19日(金)
提案書提出要請	令和5年6月19日(月)
提案書提出期限	令和5年7月7日(金)
プレゼンテーション	令和5年7月25日(火)から 令和5年7月28日(金)までの間 (詳細な日時は後日連絡)
提案書の特定	令和5年7月31日(月)
業務仕様書の作成	令和5年8月上旬
契約の締結	令和5年8月下旬
履行の開始	令和5年9月1日(金)(予定)

7 問合せ及び書類交付・提出先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号(北館4階)

足立区 都市建設部 交通対策課 交通計画係

電話 03(3880)5718(直通)

FAX 03(3880)5479

Eメール: koutuu@city.adachi.tokyo.jp

別紙1 提案書提出者評価基準

評価項目	評価の視点	指標	配点
経営状況	経営基盤が安定しているか、経営状態は良好か	・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）	10
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	・建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画または道路）の有無 ・社内の技術者数及び従事人数、協力の有無	20
業務執行技術力	担当技術者の当該業務を執行するために必要な知識・経験を有しているか	・配置予定の管理（主任）技術者及び担当者の資格（技術士、RCCM）の有無 ・同種（地域公共交通計画または地域公共交通網形成計画）及び類似業務の実績 ・業務実績や社内関連部署などに、本委託に活かせるデータ解析のノウハウがあるか	20
合 計			50
区内に本店（本社）がある場合は右記点数を加点する			5

- ※ 提案書提出者の選定については、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。
- ※ 評価項目「経営状況」については、財務診断による評価がD評価（財務状況が不安定であり、業績の信頼性に不安がある）である場合は、失格とする。

別紙2 提案書特定評価基準

評価項目	評価の視点	指 標	配点
業務理解度	業務の理解度は十分か	・理解度	15
	地域公共交通等の計画に対する高い専門性を有するか	・知識量と経験値	15
提案内容の 的確性	現状と方向性を的確に把握し、足立区の課題が整理されているか	・分析力 ・現状の把握	15
	検討項目の内容は具体的で実現的なものか	・具体性 ・実現性	15
	採用する手法は妥当か	・業務手法の妥当性	10
費用対効果	コストは妥当か	・提案見積価格	5
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションは論理的で説得力があるか	・プレゼンテーションで評価	10
	質問に対する確かつ明快に答えられているか		5
	資料作成力が十分に備わっているか	・資料の正確性及び分かり易さ	10
合 計			100
区内経済活性化の視点から、上記基準に基づく評価点に以下を加算する。			
区内に本店（本社）がある場合			5%
区内に支店（支社）がある場合			3%

- ※ 配点の合計数が第1位の者を優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積価格等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第2位の者を次点とする。
また、全選定委員の評価の平均点が6割以上であることを条件とする。